2　労働金庫等が法第三十四条の十一第一項の規定により実施計画を変更しようとするときは、当該変更に係る実施計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、当該実施計画は、変更の内容が明らかになるように記載しなければならない。

一　実施計画の変更の理由書

二　法第三十四条の十第二項第三号に掲げる事項（組織再編成等の内容に限る。）の変更に係る実施計画の変更であるときは、次に掲げる書類

イ　当該変更に係る実施計画に記載された組織再編成等を実施することが見込まれることを証する書面

ロ　当該変更に係る実施計画の実施により従業員の地位が不当に害されるものでないことを証する書面

三　法第三十四条の十第二項第三号に掲げる事項（組織再編成等の内容を除く。）又は同項第五号若しくは第六号に掲げる事項の変更に係る実施計画の変更であるときは、役員の履歴書その他の変更後の当該事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

四　法第三十四条の十第二項第七号に掲げる事項に係る変更であるときは、次に掲げる書類

イ　第八十五条第二号及び第三号に掲げる書類

ロ　当該変更に係る実施計画に記載された法第三十四条の十第二項第三号に規定する措置の実施に要する経費の額の算定根拠を記載した書面

五　その他法第三十四条の十一第一項の規定による認定に係る審査をするため参考となるべき書類

（法第三十四条の十一第二項において準用する法第三十四条の十第五項の規定による変更後の実施計画の公表）

第九十五条　金融庁長官及び厚生労働大臣は、法第三十四条の十一第一項の認定をしたときは、同条第二項において準用する法第三十四条の十第五項の規定により、当該認定の日付、当該認定に係る実施計画を提出した労働金庫等の名称、当該実施計画の内容及び当該実施計画に添付された前条第二項第一号に掲げる書類（法第三十四条の十第二項第七号に掲げる事項の変更に係る実施計画の変更の認定をした場合にあっては、第八十五条第二号に掲げる書類を含む。）を公表するものとする。

（法第三十四条の十三第二項において準用する法第三十四条の十第五項の規定による公表）

第九十六条　金融庁長官及び厚生労働大臣は、内閣総理大臣及び厚生労働大臣が法第三十四条の十三第一項の規定により実施計画の認定を取り消したときは、同条第二項において準用する法第三十四条の十第五項の規定により、当該取消しの日付、当該認定を取り消された労働金庫等の名称及び当該取消しの理由を公表するものとする。

（経由官庁）

第九十七条　［略］

（予備審査）

第九十八条　労働金庫等は、法の規定による決定、承認、認可又は認定の申請をしようとするときは、当該決定、承認、認可又は認定の申請をする際に金融庁長官等（金融庁長官、財務局長、福岡財務支局長又は厚生労働大臣をいう。以下この条において同じ。）に提出すべき書類に準じた書類を金融庁長官等に提出して予備審査を求めることができる。

（経由官庁）

第八十二条　［同上］

（予備審査）

第八十三条　労働金庫等は、法の規定による決定、承認又は認可の申請をしようとするときは、当該決定、承認又は認可の申請をする際に金融庁長官等（金融庁長官、財務局長、福岡財務支局長又は厚生労働大臣をいう。以下この条において同じ。）に提出すべき書類に準じた書類を金融庁長官等に提出して予備審査を求めることができる。